

GIGA スクール・スタートパッケージの速報版及び骨子について

教育委員会 学校教育部 学校教育課

教育研修課

G I G A スクール・スタートパッケージ  
速報版

令和 2 年 12 月  
西宮市教育委員会

## 目次

1	はじめに.....	1
	(1) GIGA スクール構想.....	1
	(2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた「GIGA スクール構想」実現の前倒し.....	1
	(3) 「GIGA スクール・スタートパッケージ」の策定.....	2
2	西宮市における学校情報化に係る経緯.....	3
	(1) これまでの経緯（新型コロナウイルスの感染拡大以前）.....	3
	(2) 新型コロナウイルスの感染拡大を受けた対応.....	6
	(3) 緊急事態宣言解除後の対応.....	7
3	西宮が目指す教育の情報化.....	8
	(1) ICT の活用により実現を目指す西宮教育の姿・方向.....	8
	(2) 児童生徒の情報活用能力の育成.....	9
	(3) 教員に求められる ICT 活用能力の向上.....	10
4	ICT 機器及び通信環境等.....	12
	(1) ICT 機器.....	12
	(2) 通信環境.....	14
	(3) 個人情報の取り扱い.....	15
5	臨時休業または学級閉鎖時の考え方.....	17
	(1) 臨時休業措置.....	17
	(2) 臨時休業措置等の際の学習保障に関する基本的な考え方.....	17
	(3) ICT 端末の整備予定と未配備の期間の対応.....	17
	(4) ICT を活用した支援の基本的な考え方.....	17
	(5) 具体的な支援イメージ.....	20
	(6) 今後の臨時休業措置等に備えた対応.....	21
6	今後のスケジュール.....	23

## (別紙)

- GIGA スクール・スタートパッケージ 骨子
- 西宮が目指す教育の情報化
- ICT を最大限に活用した具体的な取組み（非常時の活用例）

## 1 はじめに

### (1) GIGA スクール構想

令和元年12月、文部科学省は

- 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現すること、
- これまでの我が国の教育実践と最先端のベストミックスを図ることにより、教師・児童生徒の力を最大限に引き出すこと

を目的とした「GIGA スクール構想」を発表しました<sup>1</sup>。これは児童生徒1人につき1台のICT端末(PC、タブレット)を配備し、これまでの教育実践の蓄積にICT(情報通信技術)を掛け合わせることによって、学習活動の一層の充実と主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を図るものです。文部科学省が公表した「GIGA スクール構想の実現のロードマップ」<sup>2</sup>においては、児童生徒1人1台端末の整備について、令和2年度までに小5、小6及び中1、令和3年度に中2及び中3、令和4年度に小3及び小4、令和5年度に小1及び小2へと段階的に展開していくことが示されました。

### (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた「GIGA スクール構想」実現の前倒し

令和2年1月頃から新型コロナウイルス感染症の感染拡大が始まり、同年2月には内閣総理大臣から全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、臨時休業を行うよう要請がなされました。これを受けて、西宮市においても、3月から5月末にかけて市内の学校の臨時休業を実施しました。

文部科学省においては、こういった状況を踏まえ、ICTを活用することで、家庭学習を含め、全ての子供の学びを保障できる環境を早急を実現することを目的として、当初令和5年度までかけることを予定していたスケジュールを前倒しし、令和2年度中に義務教育課程の全児童生徒に1人1台端末を配備する方針を示し、必要な経費を令和2年度補正予算に計上しました。

このような国の方針を踏まえ、西宮市においても令和2年度中に市内の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の児童生徒に1人1台端末を配備する方針を決め、必要な経費を令和2年度補正予算に計上しました。現在、年度内にICT端末を配備できるよう、準備を進めています。

<sup>1</sup> 「GIGA スクール構想の実現へ」

[https://www.mext.go.jp/content/20200625-mxt\\_syoto01-000003278\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200625-mxt_syoto01-000003278_1.pdf)

<sup>2</sup> 「GIGA スクール構想の実現のロードマップ」

[https://www.mext.go.jp/content/20200219-mxt\\_jogai02-000003278\\_402.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200219-mxt_jogai02-000003278_402.pdf)

### (3) 「GIGA スクール・スタートパッケージ」の策定

「GIGA スクール構想」の目的の実現に当たっては、ICT 端末の配備で終わることなく、西宮市が目指す教育の情報化の姿を示したうえで、児童生徒においては配備された ICT 端末を用いてどのような学習や支援が可能になるのか、教職員に対しては ICT 端末の活用を推進するにあたってどのようなサポートが必要となるのか、各学校に対してはインフラ面でどのような対応が必要となるのか、今後どのように「GIGA スクール構想」の実現を推進していくのかといった各施策について検討し、着実に展開していく必要があります。

令和2年度中に ICT 端末の配備が完了し、「GIGA スクール構想」に基づく取組の本格的実施は令和3年4月を想定しています。その本格的実施に向けて、教育委員会では本市の「GIGA スクール構想」に関連する施策が総覧できるものとして「GIGA スクール・スタートパッケージ」(以下「スタートパッケージ」といいます。)を、令和3年3月末を目途に取りまとめることとしました。

また、スタートパッケージの策定に先んじて、本市における「GIGA スクール構想」の展開の前提となる ICT 端末や通信環境、現時点での西宮が目指す教育の情報化に関する考え方に併せて、インフルエンザ流行期及び新型コロナウイルスの感染再拡大に備え、現在、想定している臨時休業措置下での児童生徒に対する支援について、この「速報版」を作成し、公表することとしました。

なお、この「速報版」では、別紙として、スタートパッケージの全体構成及び記載事項の現時点の案を示す「GIGA スクール・スタートパッケージ 骨子」(以下「骨子」といいます。)を添付しています。今後、当該骨子に基づいて、各施策の内容等についてより詳細に検討し、令和3年3月末の公表に向け、スタートパッケージの作成作業を進めていきます。

また、別紙として後述の「3 西宮が目指す教育の情報化」等の概要資料となる「西宮が目指す教育の情報化」及び同様に「5 臨時休業または学級閉鎖時の考え方」の概要資料となる「ICT を最大限に活用した具体的な取組み(非常時の活用例)」も添付していますので、併せてご覧ください。

## 2 西宮市における学校情報化に係る経緯

### (1) これまでの経緯（新型コロナウイルスの感染拡大以前）

西宮市における学校情報化は、市内全校に光ファイバーを設置する平成 15 年度の「地域イントラ基盤整備事業」が実施されていましたが、平成 21 年度から開始された「学校情報化推進事業」によって、本格的に進められることになりました。

当該事業においては、文部科学省の補助金を活用して、小学校の普通教室にデジタルテレビ、教員が指導に利用できるノート PC を設置するとともに、校務事務に利用する校務用 PC を教員 1 人につき 1 台を配備し、成績管理などを行う校務支援システムを導入しました。また、児童生徒が学習に利用することを目的として、PC 教室に整備されていたものとは別に、授業などで活用できるノート PC を各小学校に 30 台、各中学校に 40 台整備しました。

平成 25 年度には、情報化推進モデル校に指定された小中学校各 2 校に対し、持ち運びが可能なタブレット PC 及び利用に必要な無線アクセスポイントを試験的に設置し、従前のノート PC に比べて、学習活動や学習指導にどちらの機器が活かしやすいのか実証を試みました。その結果、ノート PC に比べ、教員においては立ち位置が PC の前に縛られない、児童生徒においては持ち運びがやすく、パソコン教室以外でも授業に活用できるなど、タブレット PC の有用性が認められました。

その検証結果を受けて、平成 27 年度の機器更新時には、教員が指導に利用する PC 及び小学校 PC 教室や移動用 PC を全てタブレット PC とし、また無線アクセスポイントの整備を進めました。

導入から時間が経つにつれて、教員が指導で利用するタブレット PC については、指導者用デジタル教科書などの教材が高機能化したことにより、端末の性能が追いつかず、表示に時間がかかるなど、授業に支障が出てきたことから、機能改善が必要となりました。また、児童生徒が 1 人 1 台端末を所持し、日常的に利用できる環境を求める声も増してきたため、児童生徒用の PC の更なる確保も必要となりました。

令和元年度においては、このような状況を踏まえ、今後予定する機器更新に向けて具体的な機器構成を検討するとともに、令和 2 年度 4 月に開校する西宮浜義務教育学校において、児童生徒に 1 人 1 台端末を配備し、常時利用可能な環境下における教育実践の実証を進めることとしました。

そのような状況の中、「1 (1) GIGA スクール構想」で概説したとおり、文部科学省は「GIGA スクール構想」を令和元年12月に発表しました。その実現のために、国の令和元年度補正予算において、校内通信ネットワークの整備及び児童生徒1人1台端末の整備について、補助金が交付されることとなりました<sup>3</sup>。文部科学省が公表した「GIGA スクール構想の実現のロードマップ」において、児童生徒1人1台端末の整備については、令和5年度までに段階的に展開していくことが示されました。

本市では当該補助金を活用し、令和元年度補正予算として市内全校の校内ネットワークを強化するとともに、無線アクセスポイントの更なる整備を行うこととしました(次年度である令和2年度に繰越)。また、児童生徒1人1台端末の整備については、令和2年度に行うこととしていた西宮浜義務教育学校での実証を受け、適切な整備手法を検討することとしました。

---

<sup>3</sup> 「令和元年度補正予算(GIGA スクール構想の実現)の概要」

[https://www.mext.go.jp/content/20200219-mxt\\_jogai02-000003278\\_403.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200219-mxt_jogai02-000003278_403.pdf)

## &lt;年表&gt;

<p>○平成 15 年度(2003 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域イントラ基盤整備事業</li> <li>全ての学校に光ファイバー回線を整備し、(小) にノート PC 配備</li> </ul>
<p>○平成 20 年度(2008 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校内 LAN 整備開始 ((小)19 校、(中)10 校、(特)1 校 計 30 校)</li> </ul>
<p>○平成 21 年度(2009 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校情報化推進事業 開始</li> <li>・市内全校の校内 LAN 完成</li> <li>・(小) 全普通教室 PC、移動用 PC、大型テレビを配備</li> <li>・(中) 移動用 PC、大型テレビ (各校 3 台)、電子黒板 1 台の配備</li> <li>・全教職員にノート PC の配備、校務支援システム (グループウェア機能) の導入</li> </ul>
<p>○平成 24 年度(2012 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全中学校(20 校)に、デジタル教科書 (6 教科) と問題データベース (5 教科) の導入</li> </ul>
<p>○平成 25 年度(2013 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全小学校 (40 校)に、指導者用デジタル教科書と問題データベース (4 教科) を整備</li> <li>・「学校の情報化推進モデル校」の研究指定 (2 カ年)</li> <li>((小) 2 校、(中) 2 校にタブレット PC 等の先行導入)</li> <li>・ネットバトロール事業の開始</li> </ul>
<p>○平成 27 年度(2015 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育用パソコンの更新 (4,800 台のタブレット導入)</li> <li>・普通教室等の無線 LAN 化 (1,415 箇所)</li> </ul>
<p>○平成 28 年度(2016 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校大型提示装置の導入</li> </ul>
<p>○平成 30 年度(2018 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・プログラミング教育の試行</li> <li>各校で購入/総合教育センターから貸借のロボットキットを活用</li> <li>・タブレットを活用した次期学習用ソフトの試行</li> </ul>
<p>○令和元年度(2019 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「GIGA スクール構想」にかかるネットワーク整備計画策定</li> <li>市内全校の教育活動を行う全ての部屋に無線アクセスポイント設置、校内ネットワーク基幹線の増強 (1G→10G 化)</li> </ul>



## (2) 新型コロナウイルスの感染拡大を受けた対応

令和2年1月30日、中華人民共和国で感染が拡大していた新型コロナウイルス感染症について、その状況に鑑み、政府としての対策を総合的かつ強力に推進するため、内閣に新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されました。国内においても感染が拡大する中、同年2月27日の同本部において、内閣総理大臣より、子どもたちの健康・安全を第一に考え、多くの子どもたちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクにあらかじめ備える観点から、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、同年3月2日から春休みまで、臨時休業を行うよう要請がなされました。これをうけて、同年3月3日より市内学校の臨時休業が始まりました。

本市では、3月中は共働きの保護者が家にいることができない家庭に対し、主に低学年の児童を各学校で預かるなど生活面を支える取組みを行ってきましたが、年度が替わった4月から学習支援を行うための取組みとして、休業中の児童生徒の学習を支援するための動画「まなみや」を作成し、本市の公式YouTubeチャンネルに掲載しました。また、各学校で課題や学習動画を作成した場合、ファイルサイズが大きい資料は学校のホームページに掲載することができないため、Microsoft OneDrive（クラウド上のディスクスペース）のアカウントを作成し、学校のホームページにそのリンクを掲載することで、児童生徒が家庭から閲覧できるように改善しました。教職員については、休業措置が行われた期間に在宅勤務も推奨されたため、教職員間の情報共有や会議がオンライン上で可能となる Microsoft Teams や Microsoft OneDrive のクラウドサービスの利用を開始しました。

4月7日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、兵庫県を含む全国7都府県を対象として、緊急事態宣言が発令され、同月10日にはそれらの7都府県に対し、優先して ICT 環境整備を進めていく措置を行う旨の通知が発出されました。これを受け、令和元年度補正予算措置分の補助金に対する追加申請を行い、令和2年度中に義務教育課程の全児童生徒に対し1人1台端末が配備され、いつでもPCを自由に利用できる環境整備を行うこととなりました。また、文部科学省は令和2年度補正予算において、Wi-Fi環境が整っていない家庭に対する貸与等を目的として自治体が行う、LTE 通信環境（モバイルルータ）の整備を支援する補助金も計上しました。本市においては、これらの補助金を踏まえた ICT 端末及び Wi-Fi ルータの整備に関する事業を令和2年6月補正予算に計上し、6月議会で承認されました。

### (3) 緊急事態宣言解除後の対応

4月16日に全国に範囲を拡大された緊急事態宣言が、兵庫県においては5月21日、全国では同月25日に解除されたことに伴い、6月1日から市立学校が再開されました。しかしながら、流行が終息したといえる状況ではなかったため、次の感染拡大の波による臨時休業措置が発生した場合に備える必要がありました。

3月から約3か月続いた休業期間を振り返り、こういった場合に必要なこととして、学習機会の保障もさることながら、学校と児童生徒、家庭とのコミュニケーションがとても重要であることがわかりました。学校と児童生徒、家庭とのコミュニケーションの方法として、それまでも保護者に連絡をする手段は電話や一斉メール配信システムなどありましたが、児童生徒と教員がオンラインでコミュニケーションをとる方法がなく、その確立が急がれることとなりました。

そういった状況の中で、新型コロナウイルスの影響で学級を閉鎖する事態が発生しました。教育委員会から学校に対する様々な支援の一つとして、検証を始めていた Microsoft Teams を用いたオンラインによる学級活動（以降「学活」といいます。）の実施を支援しました。この実践により、オンラインで学活を実施するにあたっての手順が明確となったため、その手順書や保護者に対する案内文書をまとめてパッケージ化し、全校に周知しました。

また、学級閉鎖には至らないものの、児童生徒個人がPCR検査で陽性となって出席停止となったり、濃厚接触者と判定されて登校ができなくなったりした場合の学習機会の保障やコミュニケーションを取る必要が生じてきました。学習機会の保障については、令和2年度当初予算で措置していたオンラインドリルの導入を早急に進めることとし、ネットワーク環境が不十分な家庭に対して学習支援ができるように Wi-Fi ルータの貸し出しを進めています。さらに、1人1台端末の整備が完了していない中でも、学校に現在配備されているタブレットを家庭で利用できるように設定変更し、児童生徒に貸し出すことによって、オンラインドリルを利用した学習機会の保障や、オンライン学活によるコミュニケーションを可能にしました。

### 3 西宮が目指す教育の情報化

#### (1) ICT の活用により実現を目指す西宮教育の姿・方向

内閣府によると、AI（人工知能）やビッグデータ、ロボティクスなどの発展により、人と機械が複雑かつ高度に関係しあう社会（Society5.0）が間もなく訪れるとされています。また、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大は、未曾有の事態に遭遇する可能性も現実のものとなっています。今、学校に通っている子供たちは、これまで指摘されてきているように、社会の加速度的な変化や未曾有の事態がもたらす影響等、複雑かつ予測困難な時代を生きることとなります。そうした時代を生き、社会の担い手となる子供たちは、変化を前向きに受け止め、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手として、予測不可能な未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育む必要があります。

『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～すべての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（中間まとめ）（令和2年10月 中央教育審議会初等中等教育分科会）<sup>4</sup>において、2020年代を通じて実現すべき「令和型学校教育」の姿は、誰一人取り残すことのない、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指し、ツールとしてのICTを基盤としつつ、「日本型学校教育」の良さを受け継ぎ、発展させることであると示されました。それは、社会構造の変化や感染症・災害等も乗り越えて発展するものとし、目指すべき学びの在り方は、「多様な子供たちの資質・能力を育成するための、個別最適な学びと、社会とつながる協働的な学び」を実現することです。

令和の時代における学校のスタンダードとして、「GIGA スクール構想」により児童生徒1人1台端末などのICT環境が実現されることを最大限に生かし、これまでの実践とICTを最適に組み合わせることで、学びの質の向上が期待されます。そして、Society5.0時代にこそ、教師による対面指導や児童生徒同士による学び合い、地域での多様な体験活動の重要性が一層高まっていき、協働的な学びの実現や、多様な他者と共に問題の発見や解決に挑む子供達の姿が期待されます。

「夢と志を語る子供」は本市が目指す子供像です。本市では、子供が夢を抱き、夢に向かって挑戦できる教育の推進を目指しています。子供達が、知識基盤型社会及び高度情報化社会で活躍できるよう、学校教育において、学習の基盤となる情報活用能力の育成を、教科横断的に図り、必要なICT環境を整え、ICTを適切に活用した学習活動の充実を図るなど、

<sup>4</sup> 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～すべての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（中間まとめ）（令和2年10月 中央教育審議会初等中等教育分科会）

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1382996\\_00006.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1382996_00006.htm)

一層の教育の情報化を推進します<sup>5</sup>。

## (2) 児童生徒の情報活用能力の育成

情報活用能力は、各教科等の学びを支える基盤となる資質・能力です。そのため、1人1台端末を積極的に活用して、情報を収集し、整理・分析し、自らの考えを表現するような学習を積み重ね、情報活用能力を育成することが大切です。プログラミング教育については、教育課程全体を見渡し、プログラミング的思考を育成する意図を持って指導することが必要です。ネット依存やネットトラブル、健康被害などを防止するため、発達段階に応じた指導を系統的に行うことが重要です。

### <具体的方策>

- ・ 各教科等の年間指導計画に、ICTの活用、情報モラルに関する指導を位置付ける。
- ・ 1人1台端末を積極的に活用し、情報を収集・比較・選択し、情報の特性を生かした効果的な表現ができるよう指導する。
- ・ 適切なコミュニケーションや情報発信のあり方、個人情報や著作権等の保護、トラブル回避、健康維持の方法を正しく理解させる。
- ・ 教科等において、コンピュータを用いたプログラミングの体験を位置付けるなど、プログラミング的思考を育成する授業に取り組む。

<sup>5</sup> 西宮市は、1980年代半ばに、西宮市「学校教育推進会議」を開催し、21世紀に生きる青年の姿を想定し、西宮市という地域独自の教育としての「西宮教育」を求め、西宮の基本的学校像を列挙しています。その一つとして「21世紀に向かって社会の情報化はますます進展すると考えられる。これに対する学校園教育の対応態勢としては、コンピュータなどの情報処理に関する技術教育の振興を図る一方、より基礎的には、多量、多様化する情報内容の選択能力、収集した情報に対する総合判断力、情報手段を活用する際の目標・価値観に関する教育が大切である。」と指摘しています。先の令和2年10月の中央教育審議会初等中等教育分科会の中間まとめの中でも、ICTがこれからの学校教育に不可欠なものであるが、あくまでツールであり、その活用自体が目的でないことに留意が必要であるとしています。

<sup>6</sup> 「令和2年度(2020年度)西宮教育推進の方向」(令和2年4月・西宮市教育委員会)

<https://www.nishi.or.jp/kosodate/kyoiku/kyoikuiinkai/torikumi/h31hoko1.html>

<sup>7</sup> 「教育の情報化に関する手引き(追補版)」(令和2年6月・文部科学省)

## ○情報活用能力と三つの柱

## 知識及び技能

- ・情報と情報技術を適切に活用するための知識と技能
- ・問題解決・探究における情報活用の方法の理解
- ・情報モラル・セキュリティなどについての理解

## 思考力、判断力、表現力等

- ・問題解決・探究における情報を活用する力  
(プログラミング的思考・情報モラル・セキュリティを含む)

## 学びに向かう力、人間性等

- ・問題解決・探究における情報活用の態度
- ・情報モラル・セキュリティなどについての態度

(「次世代の教育情報化推進事業(情報教育の推進等に関する調査研究)成果報告書」(平成30年3月 文部科学省)より)

## (3) 教員に求められる ICT 活用能力の向上

児童生徒の情報活用能力の育成のためには、教員の ICT 活用能力の向上が必要不可欠です。教員に必要な ICT 活用能力は ICT を効果的に活用する授業づくりをはじめ、校務の効率化などにもつながるものであり、全ての教員に求められるものです。

文部科学省は「教員の ICT 活用指導力のチェックリスト」<sup>8</sup>を示し、教員が身に付ける能力を分類しています。そこには授業中に ICT を活用して指導する能力のほか、教材研究や校務などで ICT を活用する能力、児童生徒が ICT を活用して効果的に学習が進めることができるよう教員が指導する能力、そして情報モラルやセキュリティなどを指導する能力が挙げられています。

本市では教員の ICT 活用能力の向上を目指し、これまでも各種の研修や研究活動を行ってきました。しかし、これらは校内での ICT 活用のリーダーづくりを目標としてきたものでありました。これからは全ての教員の ICT 活用能力の向上を目指した研修・研究体制に再構築する必要があります。

児童生徒に1人1台の ICT 端末が配備されることから、教員のタブレット活用スモールステップ表を作成しました。令和2年度末までに、全ての教員がステップ1と2の段階に到達できるよう研修を実施します。また、1月には兵庫教育大学との連携協定を活かした教員研修も予定しています。研修の内容については、来年度以降も教員の知識の定着度や新たな実践例等を踏まえ、継続的に検討していきます。

<sup>8</sup> 「教員の ICT 活用指導力チェックリスト」(平成19年2月公表、平成30年6月改定 文部科学省)  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/1416800.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1416800.htm)

タブレット活用スモールステップ表

ステップ	内 容	
	授業支援ツール	デジタルドリル
1	児童生徒に教科書の QR コード、カメラ機能を利用させることができる	児童生徒に自由学習機能を利用させることができる
2	ノートの配布機能、提出機能を利用し、全体に提示することができる	クラスに対して「確認テスト」、「持ち帰り学習」を指示することができる
3	プレゼンテーション機能（発表・シンプルプレゼン等）を用いて、学習活動が展開できる	学習履歴を分析し、個別の指導に活かす事ができる
4	コラボレーション機能（発表ノート・Microsoft PowerPoint・もぞうし等）を用いて学習活動が展開できる	振り返り機能、コミュニケーション機能を活用して学習の意欲付けができる
5	様々な機能を用いて、授業の中で、創造的な授業支援ツールの活用ができる	デジタルドリルと授業や他の学習活動と関連付けた活用ができる

#### 4 ICT 機器及び通信環境等

##### (1) ICT 機器

令和 2 年 12 月時点で、小学校には、指導者用として普通教室分のノート PC、児童用として 80 台から 100 台のタブレット PC を配備しています。そのうち 40 台については、PC 教室に設置し、キーボード及びマウスを接続して、その操作を学べるようにしてあります。

また普通教室には 50 型デジタルテレビを常設し、教員が授業において指導者用ノート PC を接続し、日常的に教材等を提示しています。また、授業支援ツールを利用し、教員が指導者用ノート PC から児童のタブレット PC にワークシートを送信したり、児童が作成した回答を児童のタブレット PC から教員の指導者用ノート PC に集約して、教室内のデジタルテレビに投影したりするなど協働学習も行えるようにしています。

また、中学校にも同様に指導者用として普通教室分のノート PC、生徒用として 60 台のタブレット PC を配備しています。小学校のような協働学習における活用のほか、PC 教室に 40 台設置されたデスクトップ PC を、主に技術科の単元の履修で利用しています。

令和 2 年度中には、「GIGA スクール構想」により、児童生徒に対し 1 人 1 台の ICT 端末が配備されるため、機器配備数による制約がなくなり、1 人 1 台端末を利用した授業展開がこれまでより広がっていくことが予想されます。校内、校外問わず PC を利用した学習シーンが増えることが予想されるため、児童生徒が貸与されたタブレット PC の利用時の留意事項をまとめた「児童生徒用端末利用に係るガイドライン」を策定しました。

##### < 配備予定端末等 >

##### ① 導入端末

タブレット PC : Lenovo IdeaPad D330

OS	Windows10 Education
画面	10.1 インチ
メモリ	4GB
カメラ	インカメラ・アウトカメラ搭載
キーボード	取り外し可能

※ 特別支援学校は、Apple 社 iPad(32GB,Wi-Fi モデル、第 8 世代 iPadOS)、iPad 対応 JIS 配列キーボードを配備

## ②導入ソフト

## ・デジタルドリル (eライブラリアドバンス (ライズ社))

校内・校外で利用可能なデジタルドリルです。活用想定場面としては、授業内での振り返りや確認テスト、授業外での活用として朝の自習時間や放課後の補習、家庭などの校外では宿題や自習などがあります。

## ・Microsoft Office ソフト (Word, Excel, PowerPoint, Teams 等 (Microsoft 社))

文書作成や表計算、プレゼンテーション、コミュニケーションなどに使用することができます。

## ・授業支援ツール (小学校: ジャストスマイル8 (ジャストシステム社)、中学校: SKYMENU Cloud (SKY 社))

タブレットを用いた授業において、児童生徒の意見集約や、共有をスムーズに行うといった様々な機能を提供するツールの総称です。

## - ジャストスマイル8 (小学校)

活用想定場面:

活用場面	機能
授業中の個人意見集約・共有	デジタルノート
デジタルでの協働作業	デジタルもぞう紙
課題に対する回答・思考把握	アンケート
作品作りなどに利用	音楽作成ツール、画像編集ツール等
その他	キーボード練習ツール・漢検受験練習ツール等

## -SKYMENU Cloud (中学校)

活用想定場面:

活用場面	機能
授業中の意見集約・共有・協働作業	発表ノート
課題に対する回答・思考把握	アンケート・ポジショニング

## ・フィルタリングソフト (i-FILTER@Cloud (クラウド版) (デジタルアーツ社))

不適切なページへのアクセスを制限するためのクラウドサービスで、学習に必要なサイトや動画の閲覧に制限しています。各種 SNS サービスやゲームサイトなどへの接続はできません。クラウドサービスによって、家庭等のネットワークに接続した際もフィルタリングが適用されます。



- ・プログラミング学習用ソフト

(小学校：Scratch Desktop (MIT メディアラボによる無償提供プログラム)、Lego WeDo (Lego 社) 等、中学校：C-Style (ダイセン電子工業製ロボットの制御プログラム)

- Scratch (小学校)

初心者に向けたプログラミングツールで、画面上のキャラクターなどを動かすために、ブロック型になった制御命令を視覚的に組み合わせ、プログラミングの基礎を学ぶものです。

- Lego WeDo (小学校)

Lego 社プログラミング教育教材 Wedo のスマートハブ (センサーやモーターを接続するもの) を制御するためのプログラミングツールで、命令文のブロックを組み合わせるプログラミングを行います。

- C-Style (中学校)

技術科教材のダイセン電子工業製「αXplorer」を制御するためのプログラミングツールで、命令文をブロックで組み合わせるモードと制御命令を書くモードがあり、それぞれでプログラミングを学ぶことができます。

## (2) 通信環境

### ア 各学校における通信環境

校内には、普通教室、特別教室、体育館など教育活動を行う部屋に無線アクセスポイント設置しています。校内の通信速度は最大 10GB が保証されています。学校のインターネット回線を利用する場合は、Web フィルタリングを通してインターネットに接続されます。インターネット回線は 1 Gbps のベストエフォート型で接続しています。

### イ Wi-Fi ルータ

Wi-Fi ルータについては、新型コロナウイルス感染症で休業措置となった場合の学習保障として、ネットワーク回線がない家庭に対し貸出を行うこととしております。休業が決定した場合、学校より保護者に対し、家庭のネットワーク環境の確認を行います。

「家庭用通信端末の貸出に関する要綱」に基づき、家庭用通信端末貸出申請書を提出の上、教育委員会より学校を通じて保護者に貸し出すこととしています。

## ウ 公共施設等におけるフリーWi-Fi

市民・来庁者の利便性の向上や災害時の通信確保等を目的として、市内の公共施設を中心にフリーWi-Fi環境を整備する経費を令和2年度予算に計上しています。

整備対象の施設は下記のとおりです。今後、準備を進める中で、各施設における児童生徒の学習に適した設備（机、椅子等）の有無等についても整理していきます。

項番	行政区分	施設	整備時期
1	本庁	本庁舎1階ロビー	令和3年3月
2	本庁	本庁舎1階広報コーナー	
3	鳴尾	鳴尾支所	
4	鳴尾	鳴尾中央センター	
5	塩瀬	塩瀬支所（塩瀬センター1階）	
6	塩瀬	塩瀬公民館（塩瀬センター3階）	
7	山口	山口支所（山口センター1階）	
8	山口	山口公民館（山口センター4階）	
9	瓦木	アクタ西宮ステーション（アクタ西宮西館5階）	
10	甲東	中央病院	
11	本庁	国際交流協会（フレンテ4階）	
12	本庁	中央図書館	
13	瓦木	北口図書館	
14	瓦木	生涯学習情報コーナー（プレラにしのみや4階）	
15	塩瀬	塩瀬体育館	
16	本庁	郷土資料館	
17	本庁	貝類館	
18	瓦木	市民交流センター	
19	本庁	津門中央公園	
20	本庁	六湛寺公園	令和3年5月

## (3) 個人情報の取り扱い

住所、家族構成、成績、健康診断結果といった児童生徒の個人情報については、校務用PCでしか扱うことができません。当該校務用PCは原則として職員室といった校内の限定された部屋のみでしか接続できないため、普通教室等では利用できないようになっています。また、当該校務用PCで個人情報を扱うためには、専用のIDで個人情報系ネットワークに接続する必要がありますが、当該ネットワークはインターネット接続にアクセスすることができないため外部とは切り離されており、また、当該校務用PC内データ領域にアクセ

スすることも不可能であるため、個人情報を端末に保存し、外部に持ち出すといったこともできないようにしています。

原則として、教職員が個人所有している USB メモリ及び PC の持ち込み及びその利用を禁じています。これは個人情報の不適切な取扱いの防止といった観点だけでなく、授業中に生徒に対し不適切な資料を提示するリスク等を避けるための方策でもあります。

さらに、一般的な個人情報の管理については、毎年、学校園における個人情報管理に関する手引きを改訂し、学校園に周知しています。この手引きにおいて、電子データのみならず、個人情報が記載された紙媒体の取扱いについても記載されています。

## 5 臨時休業または学級閉鎖時の考え方

### (1) 臨時休業措置

学校の臨時休業については学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）第 20 条に規定されており、学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができるとされています。また、同法第 19 条では、校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、出席を停止させることができるとされています。さらに、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 63 条においては、非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができるとされています。

本市では災害に関する警報発表時やインフルエンザ、令和 2 年 3 月の新型コロナウイルス感染症の拡大防止といった場合に臨時休業措置をとることを想定しています。

### (2) 臨時休業措置等の際の学習保障に関する基本的な考え方

令和 2 年 3 月、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、約 3 ヶ月間、臨時休業が実施され、6 月に学校における教育活動等を再開しましたが、今なお、繰り返し、感染の再拡大が懸念され、そのリスクが払拭されているわけではありません。私達は、今後も、社会全体が長期間にわたり、新型コロナウイルス感染症とともに生きていかなければならないという認識に立ちつつ、感染拡大を防止することと子供達の健やかな学びを保障することとの両立を図っていくことが重要だと考えています。

学校教育は、教師から児童生徒への対面指導、児童生徒同士の関わり合い等を通じて行われるものであり、臨時休業等の場合であっても、教師が児童生徒の日々の心身の状況を把握し、生活のリズムづくりや学習の歩みを止めることのないよう支援することが必要です。

ここでは、本市における臨時休業に伴い学校に登校できない児童生徒に対する「学びの保障」のうち、ICT を最大限に活用した具体的な取組みを紹介します。

### (3) ICT 端末の整備予定と未配備の期間の対応

本市の ICT 端末は、令和 3 年 1 月より中学校、2 月に小学校と順次整備していく予定です。ICT 端末が未配備の期間は、家庭や学校にあらゆる機器や環境を最大限活用します。しかしながら、十分な利用環境が整わない場合の連絡や課題配付などの基本的な方法は、一斉メール送信や文書のホームページへの掲載による方法とポスティングや郵送の併用とします。

また、未配備期間は、ICT 端末がない世帯については、学校から校内の ICT 端末等を貸し出します。ICT 端末の配備後も、通信環境がない世帯については、学校を通して教育委員会が Wi-Fi ルータを貸し出すなどの支援を行います。

### (4) ICT を活用した支援の基本的な考え方

ICT を活用した支援には 2 つのタイプがあります。

「非同期型」…あらかじめ準備されているデジタル学習コンテンツを活用する。

ダウンロードした場合、オフラインでの使用も可能である。

必要な時に、必要な箇所を何度も利用できる。(オンデマンド)

「同期型」……リアルタイムで、双方向でやりとりができる。

#### ア 非同期型の支援例

##### ①学習コンテンツの紹介

教育委員会のホームページ上の学習支援「まなみや」<sup>9</sup>において、オンライン上の学習支援コンテンツを紹介しています。児童生徒が各コンテンツにアクセスし、活用することができます。また、文部科学省や兵庫県も学習コンテンツを紹介しています<sup>10</sup>。

##### ②デジタルドリルの活用

デジタルドリル(ライズeライブラリアドバンス)を利用して、今後配備するICT端末や家庭の端末で問題を解くことができます。ドリルを利用するために必要なログイン情報は、個別に配付しています。ICT端末が未配備の状況であっても、ご家庭の端末及び通信環境のもとで利用可能です。配備後は上記利用方法に加え、学校等の通信環境のもとで必要な問題をICT端末にダウンロードすると、オフライン環境で利用することも可能です。

##### ③各校における独自の授業動画等の作成

各校において、独自に授業動画等の学習コンテンツが作成されることが考えられます。その場合、各学校のホームページに掲載されます。

#### イ 同期型の支援例

初期段階は、児童生徒・保護者側がまだ操作に慣れていないことも想定されるため、ゆとりをもったスケジュールで進行することを想定しています。児童生徒の発達段階に応じて、協働活動や呼びかけなどによるコミュニケーションを適切に取り入れるようにしていきます。また、通信の集中による接続不良が生じることや、通信容量の制限もあることから、適切な接続時間となるよう配慮していきます。

<sup>9</sup> 西宮市教育委員会 学習支援「まなみや」

[https://www.nishi.or.jp/kosodate/kyoiku/kyoikuiinkai/manamiya/manamiya\\_sozai/index.html](https://www.nishi.or.jp/kosodate/kyoiku/kyoikuiinkai/manamiya/manamiya_sozai/index.html)

<sup>10</sup> 文部科学省 子供の学び応援サイト～学習支援コンテンツポータルサイト

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/ikusei/gakusyushien/index\\_00001.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/gakusyushien/index_00001.htm)

兵庫県教育委員会 みて・学ぼう！ひょうごっ子広場

<https://sun-tv.co.jp/hyogo-ko-hiroba>

### ①オンライン学活

Microsoft Teams を活用して、オンラインで学活を実施します。一斉メール送信システムなどでホームページの認証ページにログインできる ID 及びパスワードを連絡します。その認証ページ内において、オンライン学活の要領、支援開始の日時をお知らせします。

### ②オンラインによる協働活動

子供たちの「話したい」「つながりたい」という気持ちを大切に、協働活動を取り入れることで、子供の学びへの意欲を高める効果を最大限に引き出します。

- (活動例)・(小・中 社会) 今日気になるニュースの発表会
- ・(小・中 国語、図工・美術) 私の好きな漢字発表会
  - ・(小・中 生活・理科) 私が見つけた季節紹介
  - ・(小・中 音楽・体育・英語) 一緒に踊ろう (歌おう)

## (5) 具体的な支援イメージ

本市では、同期型、非同期型のそれぞれの良さを生かし、発達段階に応じて次のように支援を進めます。(ハイブリッド型のオンライン学習)

(想定イメージ)

- ・ 臨時休業措置が決定してから実際に支援を開始するにあたっては、児童生徒・保護者側及び学校・教員側の双方に準備や周知にかかる最小限の期間が必要であることが考えられることから、臨時休業開始の翌日(2日目)から支援を実施することを想定します。
- ・ 支援開始から3日目(臨時休業開始から4日目)まではステップ1を実施し、4日目(臨時休業開始から5日目)以降を目途にステップ2に移行することを想定します。
- ・ ただし、児童生徒・保護者側及び学校・教員側の双方に経験が蓄積され、問題なく支援を行える状況となった場合は、上記想定の限りではありません。

## ステップ1

初期段階として、児童生徒・保護者側がまだ操作に慣れておらず、また通信環境が不安定である可能性に配慮し、児童生徒と教員間のコミュニケーション及び課題の指示を主な支援内容とします。

(活動例) 20分～30分程度の接続を2～3回程度行うことを想定

時 間	活 動 内 容
9:30～	接続準備
9:50～10:20	オンライン朝の会 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康観察</li> <li>・ &lt;連絡&gt;今日の時間割や午前のスケジュール、午後の接続開始時刻</li> <li>・ 課題指示</li> </ul> 例 教科書や補助教材の利用→演習問題、視写、音読、要約、感想文、作文、作品の作成
13:00～13:20	協働活動 コミュニケーション メッセージ <連絡>午後のスケジュール、課題指示、次の接続開始時刻
14:30～15:00	オンライン終わりの会 今日の振り返り コミュニケーション 明日の連絡

## ステップ2

発達段階に応じて、オンラインによる説明や解説の時間と頻度、演習時間等を計画します。課題例としては、デジタルコンテンツを利用した動画の視聴・鑑賞、調べ学習等、児童生徒が各自取り組むことができるものが想定されます。中学生については、学活後、午前・午後それぞれまとめて課題を提示することも考えられます。

(活動例) 小学校高学年程度を想定

時間	活動内容
9:30～	接続準備
9:50～10:10	オンライン朝の会 健康観察、<連絡>今日の時間割やスケジュール
10:10～10:55	算数 教科書の QR コードを読み取り、演習問題に取り組む
10:55～11:40	国語 詩の創作
11:40～12:00	英語 教科書の QR コードを読み取り、リピートする、 <連絡>再開時間や午後からのスケジュール確認
13:00～13:15	体育 みやっこダンス
13:15～14:00	社会 NHK for School 「日本の国土を調べよう」の視聴、まとめの確認
14:00～14:40	がんばりタイム (自主学習 児童生徒が課題を設定)
14:40～15:00	オンライン終わりの会 今日の振り返り コミュニケーション 明日の連絡

## ステップ3

ステップ2で示したような学習活動に、協働活動(例:個人の考えを発表しあう、作品について意見交換する、テーマを設定し議論する)を取り入れます。

## (6) 今後の臨時休業措置等に備えた対応

ここで紹介しました取組みは、初期段階におけるものであり、「GIGA スクール構想」の推進と充実とともに、内容等について弾力的に見直しを進め、適宜、教育委員会による教員向け研修を実施し、充実を図ります。

## ア 学校・保護者への周知

臨時休業を実施する場合の状況把握や学習支援の方法については、あらかじめ、学校だよりやホームページへの掲載等でご家庭へお知らせします。また、市の基本的な考え方や環境整備については、教育委員会のホームページに公開します。

## イ 試行実施



非常時の取組みがスムーズに行えるように、各校で計画的に試行なども行います。  
家庭からアクセスするための利用手順書を作成し、教育委員会のホームページに公開します。

ウ 個別の状況への対応について

感染症罹患による入院など、個別の事情などにより、ICTを活用した学習支援等が困難な場合は、支援開始時期や方法について、児童生徒及び保護者と相談の上、検討し、支援を適切に行います。また、同期型オンラインに参加しない児童生徒については、家庭と連携し、電話等その他の通信手段を用いて心身の状況把握に努めます。

## 6 今後のスケジュール

別紙骨子に基づき、施策の内容等についてより詳細に記載したスタートパッケージの案の作成作業を進めます。なお、別紙骨子で示している全体構成や記載事項については、あくまで現時点のもので、今後変更がありえます。スタートパッケージの最終版の作成に当たっては、市民等から広く意見を聴くことを目的として、令和3年1月中旬から2月中旬を目途として、意見募集を行うことを予定しています。いただいたご意見等を踏まえてさらなる検討を行い、同年3月末に最終版の公表を予定しています。

## GIGA スクール・スタートパッケージ 骨子

## 1 はじめに

- (1) GIGA スクール構想
- (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けた「GIGA スクール構想」実現の前倒し
- (3) 「GIGA スクール・スタートパッケージ<仮称>」の策定

## 2 西宮市における学校情報化に係る経緯

- (1) これまでの経緯（新型コロナウイルスの感染拡大以前）
- (2) 新型コロナウイルスの感染拡大を受けた対応
- (3) 緊急事態宣言解除後の対応

## 3 西宮がめざす教育の情報化

- (1) ICT の活用により実現を目指す西宮教育の姿・方向
- (2) 児童生徒の情報活用能力の育成
- (3) 教員に求められる ICT 活用能力の向上
- (4) 事務の効率化

## 4 ICT 機器及び通信環境等

- (1) ICT 機器
- (2) 通信環境
  - 各学校における通信環境
  - Wi-Fi ルータ
  - 公共施設等におけるフリーWi-Fi
- (3) 個人情報の取り扱い

## 5 児童生徒・保護者に関する施策

### (1) 個別最適化された学習

- デジタルドリルの活用
- こころん・サーモの実施

### (2) プログラミング教育の推進

- プログラミング教育の研究推進

### (3) オンラインによる出前授業

### (4) 遠隔地との交流

### (5) 非常時におけるオンラインによる支援

### (6) 特別なサポートを要する児童生徒への対応

- 不登校児童の ICT 端末活用
  - ・ 義務教育段階の不登校児童生徒の自宅等における ICT 等を活用した学習活動
  - ・ オンラインによる遠隔カウンセリングの実施
- 特別支援教育への ICT 端末活用
  - ・ 西宮市特別支援教育ハンドブックにおける ICT 活用に係る頁の作成
  - ・ 特別支援教育における iPad 活用事例の収集と共有
- 海外ルーツの児童生徒の ICT 端末活用
  - ・ 日本語指導が必要な子供たちの ICT 端末活用

### (7) 学校外での ICT 端末活用

- 放課後事業での ICT 端末活用
  - ・ 子供の居場所づくり事業における効果的な端末の活用方法の検討
- 院内学級での ICT 端末活用
  - ・ 兵庫医科大学病院の院内学級における通信環境の整備及び ICT 活用に関する検討
- 図書館での ICT 端末活用

### (8) ICT リテラシー教育の啓発活動

- ・ 情報モラルの充実
- ・ オンラインにおける著作権に関する法の周知、研修等
- ・ 「初めてのスマホ安心ガイドブック」の配布
- ・ サイバー防犯標語「あひるのおやこ」啓発下敷きの配布
- ・ インターネット等研修支援事業

## 6 教員に関する施策

- (1) 研修の実施
  - 一般的な ICT 端末活用に関する研修
  - 実験・実技への ICT 端末活用に関する検討
- (2) ICT 支援員等の人員確保と配置
  - ・ ICT 指導員の配置
  - ・ 学びの指導員の配置
- (3) 先行事例の共有（西宮浜義務教育学校や他自治体の事例・学校間の情報共有）
  - ・ 実践事例の収集と共有
- (4) 各学校の教育計画
  - ・ 教育課程の編成
- (5) 教育研究の推進
  - ・ 教育データの収集と分析
  - ・ ICT 活用授業に関する西宮浜義務教育学校との共同研究
  - ・ 学習者用デジタル教科書の研究
- (6) 事務の効率化
  - ・ Microsoft365 各種ツール利用による作業効率化
  - ・ グループウェア（Microsoft Teams 等）による学校・教職員間の情報共有促進
  - 家庭連絡の電子化（ペーパーレス化）
    - ・ 学校・保護者間における連絡手段のデジタル化に関するガイドラインの策定
    - ・ 所管する全市的行事の資料のアーカイブ化
    - ・ 市が提供する各種講座等の案内

## 7 学校等施設に関する施策

- (1) 通信環境の強化
  - ・ 通信環境に関する整備
- (2) 電源設備の強化
  - ・ 電気設備に関する整備

## 8 今後の教育情報化に関する推進体制

- (1) 兵庫教育大学との連携
  - 協定に基づく研修
  - 教員養成課程への場の提供
- (2) 西宮市がめざす「スマート自治体」のコンセプト（学校教育への好影響）
- (3) 今後の見直しについて

# 西宮が目指す教育の情報化 ver1.0

## GIGAスクール構想

- 1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育環境を実現する
- これまでの教育実践と最先端のICTのベストミックスを図ることで、教師・児童生徒の力を最大限に引き出す

### ICT活用により目指す西宮の子供像

情報活用能力を身につけ、知識基盤型社会及び高度情報化社会で将来にわたって生き生きと活躍する子供

### ICT活用により育成する資質・能力

ICT機器を活用し、自分の思いや考えを伝え合い、高め合う力  
プレゼンテーションやコミュニケーション、コラボレーションを  
通して、協働して課題を解決する力

#### デジタル教科書・教材の有効活用

今までの指導者用デジタル教科書に加え、教科書のQRコードを即時に読み取り、デジタル教材等を活用できます。また、書き込みや消去を簡単に繰り返すことができますので、大型提示装置に表示することにより、考えを可視化し、議論を活性化するなど学習活動の充実につなげることができます。

#### デジタルドリルによる個別最適化した学び

子どもたちの理解度に応じた問題に取り組むことや、振り返り学習が充実し、基礎学力の向上に繋がる。また苦手分野の解析により教師のきめ細やかな指導や支援を的確に行う手助けになります。

#### 家庭での活用について

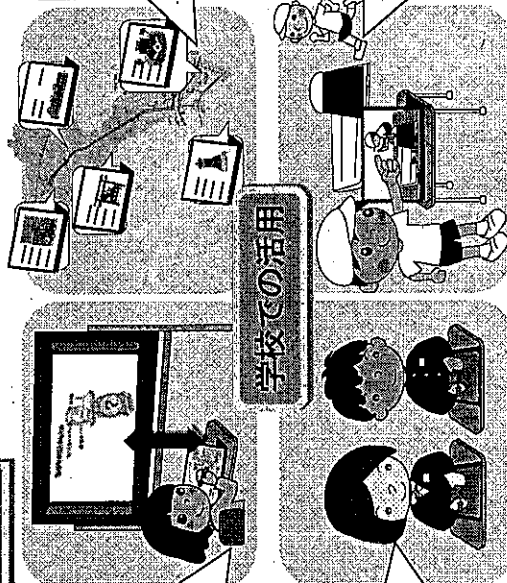
デジタルドリルによる宿題や反復学習への取り組み、課題の作成。アンケートや学校より等の配布物のデジタル配信やオンラインでの回答や提出も可能としていきます。

#### 全員参加の学習へ

一人一人の考えを同時に共有することができるため、効果的な協働学習を行うことができる。  
個人で作った物をリアルタイムでひとつにまとめてグループで資料を作成することもできます。

#### 様々な場面での活用

教室での利用以外にも、カメラを利用したフォーム確認や、実験過程の振り返りや、定点観察によるコマ撮り動画の作成など、学校生活の中に新しい教具として入り込んでいきます。



#### 学校での活用

西宮市立  
小・中・義務教育学校の  
児童生徒全員に  
1人1台の端末を

西宮市が貸与

- Lenovo
- IdeaPadD330
- 10.1インチ
- Webカメラ
- キーボード分離可能

※特別支援学校は別途整備を進めています。

#### 非常時

臨時休業や  
学級閉鎖など

#### オンライン

- 朝・夕の学活
- 連絡
- 健康観察
- 個人面談
- 学習内容の共有
- 課題の配布・提出
- 自主的反復学習
- 課題の作成

学校ならではの  
「つながり」と  
「学び」の継続

令和3年度

導入期  
活用に向けた試行と情報収集

令和4年度

改善期  
基本的な活用スタイルの定着と諸課題の解決

令和5年度

充実期  
活用の高度化と深まり 未来を託された校面の秀逸

端末整備  
令和1年1月～2月

家庭への持ち帰り  
最低週1回

# ICTを最大限に活用した具体的な取り組み～西宮が目指す教育の情報化 Ver1.1

## 非常時の活用例

今後、社会全体が長期間にわたり、新型コロナウイルス感染症とともに生きていかなければならないという認識に立ちつつ、感染拡大を防止することと子供達の健やかな学びを保障することとの両立を図っていくことが重要です。

臨時休業や学校閉鎖など

### 1 臨時休業措置等の際の学習保障に関する基本的な考え方

学校教育は、教師から児童生徒への対面指導、児童生徒同士の関わり合い等を通じて行われるものであり、臨時休業等の場合であっても、教師が児童生徒の日々の心身の状況を把握し、生活のリズムづくりや学習の歩みを止めることのないよう支援することが必要です。

### 2 ICT端末の整備予定と未配備の期間の対応

- ・ICT端末の整備予定 中学校…令和3年(2021年)1月より順次、小学校…2月より順次
  - ・ICT端末が未配備の期間 家庭や学校にあるあらゆる機器や環境を最大限活用します。
- ※十分利用環境が整わない場合 一斉メール・学校のホームページの活用、ポスティングや郵送の併用
- ※通信環境調査(6月実施済み)に基づき、ICT端末が未配備の期間は、ICT端末等の貸し出し、配備後も、学校を通して教育委員会がルーターの貸し出しなどの支援を行います。

### 3 ICTを活用した支援の基本的な考え方～「非同同期型」「同期型」

「非同同期型」…あらかじめ準備されているデジタル学習コンテンツを活用する。  
 「同期型」…リアルタイムで、双方向にやりとりできる。

### 4 具体的な支援イメージ～ハイブリッド型のオンライン学習

同期型、非同同期型のそれぞれの良さを生かし、発達段階に応じて支援を進めます。準備や周知にかかる最小限の期間の後、右図の活動例のような支援を実施し、徐々に内容を充実させていきます。

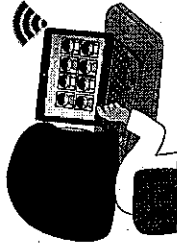
### 5 個別の状況への対応について

感染症罹患による入院など、個別の事情などにより、ICTを活用した学習支援等が困難な場合は、支援開始時期や方法について、児童生徒及び保護者と相談の上、検討し、支援を適切に行います。また、同期型オンラインに参加しない児童生徒については、家庭と連携し、電話等その他の通信手段を用いて心身の状況把握に努めます。

## 活動例



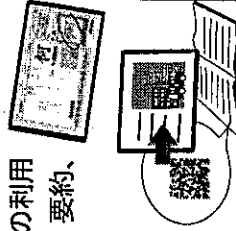
09:30  
接続準備



09:50~10:20  
朝の会  
健康観察  
連絡：スケジュール確認

午後接続開始時刻  
課題提示

例：教科書や補助教材の利用  
→演習問題、音読、要約、  
感想文・作文、  
作品づくり等



13:00~13:20  
連絡：午後のスケジュール、  
次の接続開始時刻  
課題指示



14:30~15:00  
終わりの会  
今日のふり返り  
明日の連絡

